

○

漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（平成五年大蔵省・農林水産省令第二号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|-------|
| （デリバティブ取引の媒介等） | |
| 第一条の二 法第十一條第三項第十一号の主務省令で定めるものは 、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第二十 項に規定するデリバティブ取引のうち、次に掲げる取引以外の取 引の媒介、取次ぎ又は代理とする。 | |
| 〔一・二 略〕 | |
| 三 暗号等資産（金融商品取引法第二条第二十四項第三号の二に 規定する暗号等資産をいう。以下同じ。）又は暗号等資産関連 金融指標（同法第二百八十五条の二十二第一項第一号に規定する 暗号等資産関連金融指標をいう。第二十六条第三項第七号にお いて同じ。）に係る取引 | |
| 〔一・二 同上〕 | |
| 三 暗号資産（金融商品取引法第二条第二十四項第三号の二に規 定する暗号資産をいう。以下同じ。）又は暗号資産関連金融指 標（同法第二百八十五条の二十二第一項第一号に規定する暗号資 産関連金融指標をいう。第二十六条第三項第七号において同じ 。）に係る取引 | |
| （特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人） | |
| 第七条の十五 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号の 主務省令で定める要件は、次に掲げる要件の全てに該当すること とする。 | |
| （特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人） | |
| 第七条の十五 「同上」 | |

一　〔略〕

二　取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。

〔イ・ロ 略〕

ハ　法第十二条の十一に規定する特定貯金等（ハを除き、以下「特定貯金等」という。）、農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十二条の五に規定する特定貯金等、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）第六条の五の十一第一項に規定する特定預金等、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十九条の二に規定する特定預金等、長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第十七条の二に規定する特定預金等、労働金庫等、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十四条の二に規定する特定預金等、銀行法第十三条の四に規定する特定預金等、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十四条の二に規定する特定預金等、銀行法第十三条の四に規定する特定預金等、農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第五十九条の三に規定する特定預金等及び株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第二十九条に規定する特定預金等

〔二～ト 略〕

升　電子決済手段等取引業者に関する内閣府令（令和五年内閣府令第　号）第四十三条各号に掲げるもの

三　〔略〕

一　〔同上〕

二　〔同上〕

〔イ・ロ 同上〕

ハ　法第十二条の十一に規定する特定貯金等（ハを除き、以下「特定貯金等」という。）、農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十二条の五に規定する特定貯金等、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）第六条の五の十一に規定する特定預金等、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十九条の二に規定する特定預金等、長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第十七条の二に規定する特定預金等、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十四条の二に規定する特定預金等、銀行法第十三条の四に規定する特定預金等、農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第五十九条の三に規定する特定預金等及び株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第二十九条に規定する特定預金等

〔二～ト 同上〕

〔号の細分を加える。〕

三　〔同上〕

(暗号資産及び電子決済手段の取得等に係る情報の安全管理措置

)

第十二条の六 組合又は連合会は、その行う業務のうち、暗号等資産を取得し、又は保有することとなる業務及び暗号等資産に係る投資助言業務（金融商品取引法第二十八条第六項に規定する投資助言業務をいう。次条第一項並びに第二十六条第三項第七号及び第四項第十三号において同じ。）について、これらの業務の内容及び方法に応じ、当該業務に係る電子情報処理組織の管理を十分に行うための措置を講じなければならない。

2 組合又は連合会は、その行う業務のうち、電子決済手段（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第五項に規定する電子決済手段をいい、暗号等資産に該当するものを除く。次条第二項において同じ。）を取得し、又は保有することとなる業務について、当該業務の内容及び方法に応じ、当該業務に係る電子情報処理組織の管理を十分に行うための措置を講じなければならない。

〔項を加える。〕

第十二条の六 組合又は連合会は、その行う業務のうち、暗号資産を取得し、又は保有することとなる業務及び暗号資産に係る投資助言業務（金融商品取引法第二十八条第六項に規定する投資助言業務をいう。次条並びに第二十六条第三項第七号及び第四項第十三号において同じ。）について、これらの業務の内容及び方法に応じ、当該業務に係る電子情報処理組織の管理を十分に行うための措置を講じなければならない。

(暗号資産及び電子決済手段の取得等に係る健全性確保を図るための措置等)

第十二条の七 組合又は連合会は、その行う業務のうち、暗号等資産を取得し、又は保有することとなる業務及び暗号等資産に係る投資助言業務について、暗号等資産の特性、取引の内容その他の事情に

(暗号資産の取得等に係る健全性確保を図るための措置等)

第十二条の七 組合又は連合会は、その行う業務のうち、暗号資産を取得し、又は保有することとなる業務及び暗号資産に係る投資助言業務について、暗号資産の特性、取引の内容その他の事情に

事情に応じ、組合又は連合会の経営の健全性の確保を図り、及びこれらの業務の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な体制を整備する措置を講じなければならない。

2|| 組合又は連合会は、その行う業務のうち、電子決済手段を取得し、又は保有することとなる業務について、電子決済手段の特性

、取引の内容その他の事情に応じ、組合又は連合会の経営の健全性の確保を図り、及び当該業務の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な体制を整備する措置を講じなければならない。

(組合又は連合会の子会社の範囲等)

第二十六条 「略」

2 「略」

3 法第十七条の十四第二項第一号及び第二号に掲げる組合についての同条第一項第二号（法第九十六条第一項において準用する場合を含む。）の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務（法第十七条の十四第二項第二号に掲げる組合にあっては、第四号の四から第四号の七までに掲げる業務に該当するものを除く。）とする。

一 法第十二条第一項第四号、第八十七条第一項第四号、第九十三条第一項第二号又は第九十七条第一項第二号の事業を行う組合又は連合会の業務（法第十二条の五第二項（法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する信用事業に限り、

応じ、組合又は連合会の経営の健全性の確保を図り、及びこれらの業務の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な体制を整備する措置を講じなければならない。

〔項を加える。〕

(組合又は連合会の子会社の範囲等)

第二十六条 「同上」

2 「同上」

3 「同上」

一 法第十二条第一項第四号、第八十七条第一項第四号、第九十三条第一項第二号又は第九十七条第一項第二号の事業を行う組合又は連合会の業務（法第十二条の五第二項（法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する信用事業に限り、

組合にあつては、次項第一号の五に掲げる業務に該当するものを除く。）の代理又は媒介

一の二 次に掲げる業務（次項第一号の五に掲げる業務に該当するものを除く。）の代理又は媒介

「イヽニ 略」

一の五 特定信用事業電子決済等代行業（法第百十条第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業をいう。以下同じ。）に係る業務又は当該業務と併せ営む電子決済等代行業（銀行法第二条第二十一項に規定する電子決済等代行業をいう。次項第二号の三において同じ。）に係る業務

「一の六ヽ六 略」

七 投資助言業務又は投資一任契約（金融商品取引法第二条第八項第十二号口に規定する投資一任契約をいい、暗号等資産の価値等（暗号等資産の価値、暗号等資産関連オプション（同法第一百八十五条の二十三第一項に規定する暗号等資産関連オプションをいう。）の対価の額又は暗号等資産関連金融指標の動向をいう。次項第四号並びに次条第二項第一号及び第三項第一号において同じ。）の分析に基づく投資判断（同法第二条第八項第十一号口に規定する投資判断をいう。次項第四号並びに次条第二項第一号及び第三項第一号において同じ。）の全部又は一部を一任されるものを除く。次項第十三号において同じ。）に係る業務

「七の二ヽ十五 略」

組合にあつては、次項第一号の四に掲げる業務に該当するものを除く。）の代理又は媒介

一の二 次に掲げる業務（次項第一号の四に掲げる業務に該当するものを除く。）の代理又は媒介

「イヽニ 同上」

一の五 特定信用事業電子決済等代行業（法第百十条第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業をいう。以下同じ。）に係る業務又は当該業務と併せ営む電子決済等代行業（銀行法第二条第十七項に規定する電子決済等代行業をいう。次項第二号の三において同じ。）に係る業務

「一の六ヽ六 同上」

七 投資助言業務又は投資一任契約（金融商品取引法第二条第八項第十二号口に規定する投資一任契約をいい、暗号資産の価値等（暗号資産の価値、暗号資産関連オプション（同法第一百八十五条の二十三第一項に規定する暗号資産関連オプションをいう。）の対価の額又は暗号資産関連金融指標の動向をいう。次項第四号並びに次条第二項第一号及び第三項第一号において同じ。）の分析に基づく投資判断（同法第二条第八項第十一号口に規定する投資判断をいう。次項第四号並びに次条第二項第一号及び第三項第一号において同じ。）の全部又は一部を一任されるものを除く。次項第十三号において同じ。）に係る業務

「七の二ヽ十五 同上」

法第八十七条の二第二項第二号（法第百条第一項において準用する場合を含む。）の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務とする（組合のために行う場合を含む。）。

一 法第十一条第一項第四号、第八十七条第一項第四号、第九十三条第一項第二号又は第九十七条第一項第二号の事業を行う組合又は連合会の業務（組合にあっては、法第十一条の五第二項に規定する信用事業に限り、第一号の五に掲げる業務に該当するものを除く。）の代理又は媒介

一の二次に掲げる業務（第一号の五に掲げる業務に該当するものを除く。）の代理又は媒介

〔イヽニ 略〕

一の三 資金移動業者（資金決済に関する法律第二条第三項に規定する資金移動業者をいう。）が當む資金移動業（同条第二項に規定する資金移動業をいう。）の代理又は媒介

一の四 資金決済に関する法律第二条第十一項に規定する電子決済手段関連業務

一の五・一の六 「略」

〔二ヽ三の五 略〕

四 金融商品取引法第二条第八項第七号、第十三号及び第十五号に掲げる行為（同号に掲げる行為にあっては、暗号等資産の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて財産の運用を行うものを除く。）を行う業務

一 法第十一条第一項第四号、第八十七条第一項第四号、第九十三条第一項第二号又は第九十七条第一項第二号の事業を行う組合又は連合会の業務（組合にあっては、法第十一条の五第二項に規定する信用事業に限り、第一号の四に掲げる業務に該当するものを除く。）の代理又は媒介

一の二次に掲げる業務（第一号の四に掲げる業務に該当するものを除く。）の代理又は媒介

〔イヽニ 同上〕

一の三 資金移動業者（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第三項に規定する資金移動業者をいう。）が當む資金移動業（同条第二項に規定する資金移動業をいう。）の代理又は媒介

〔号を加える。〕

一の四・一の五 「同上」

〔二ヽ三の五 同上〕

四 金融商品取引法第二条第八項第七号、第十三号及び第十五号に掲げる行為（同号に掲げる行為にあっては、暗号等資産の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて財産の運用を行うものを除く。）を行う業務

5 「五〇二十八 略」

〔連合会の子会社となる専門子会社の業務等〕
5 「同上」

（連合会の子会社となる専門子会社の業務等）
第二十七条 「略」

〔連合会の子会社となる専門子会社の業務等〕
第二十七条 「同上」

（連合会の子会社となる専門子会社の業務等）
第二十七条 「略」

法第八十七条の二第一項第二号の主務省令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第一号から第十号まで、第十三号、第十六号及び第十七号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務（同項第一号に掲げる業務にあっては、銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）第十三条の二の三第一項第一号及び第三号（同項第一号に係る部分に限る。）に掲げるもの並びに商品先物取引法第二条第二十一項に規定する商品市場における取引等の委託を受ける業務に限り、金融商品取引法第三十五条第二項第二号に掲げる業務にあっては、銀行法施行規則第十三条の二の三第一項第一号及び第三号（同項第一号に係る部分に限る。）に掲げるものに限る。）のほか、次に掲げるものとする。

一 金融商品取引法第二条第八項第七号及び第十一号から第十七号までに掲げる行為（同項第十二号、第十四号及び第十五号に掲げる行為にあっては、暗号等資産の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて財産の運用を行うものを除く。）並びに金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第一条の十二各号に掲げる行為を行う業務

一 金融商品取引法第二条第八項第七号及び第十一号から第十七号までに掲げる行為（同項第十二号、第十四号及び第十五号に掲げる行為にあっては、暗号資産の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて財産の運用を行うものを除く。）並びに金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第一条の十二各号に掲げる行為を行う業務

〔二・三 略〕

3 法第八十七条の二第一項第三号（法第一百条第一項において準用する場合を含む。）及び第三号の二の主務省令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第十号及び第十三号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務のほか、次に掲げるものとする。

一 金融商品取引法第二条第八項第十一号、第十二号及び第十四号に掲げる行為（同項第十二号及び第十四号に掲げる行為にあっては、暗号等資産の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて財産の運用を行うものを除く。）並びに金融商品取引法施行令第一条の十二第一号に掲げる行為を行う業務

〔二・五 略〕

〔4・20 略〕

（特定信用事業代理業の許可の審査）

第五十条の七 農林水産大臣及び金融庁長官、財務局長又は福岡財務支局長（以下「金融庁長官等」という。）は、法第一百六条第一項に規定する許可の申請があつた場合において、準用銀行法第五十二条の三十八第一項の規定による審査をするときは、次に掲げる事項を審査するものとする。

〔一・三 略〕

四 申請者が個人であるときは、次のいずれにも該当しないこと。

〔一・三 同上〕

3 [同上]

一 金融商品取引法第二条第八項第十一号、第十二号及び第十四号に掲げる行為（同項第十二号及び第十四号に掲げる行為にあっては、暗号資産の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて財産の運用を行うものを除く。）並びに金融商品取引法施行令第一条の十二第一号に掲げる行為を行う業務

〔二・五 同上〕

〔4・20 同上〕

（特定信用事業代理業の許可の審査）

第五十条の七 [同上]

〔一・三 同上〕

四 [同上]

〔イヽハ 略〕

ニ 次のいずれかに該当する場合において、その取消しの日（更新の拒否の場合にあつては、当該更新の拒否の処分がなされた日。へ及び次号イにおいて同じ。）前三十日以内にその法人の理事、経営管理委員、監事、取締役、執行役、会計参与、監査役、会計監査人若しくはこれらに準ずる者又は日本における代表者（銀行法第四十七条第二項に規定する日本における代表者をいう。ト(2)において同じ。）であった者での取消しの日から五年を経過しない者

〔1)～(5) 略〕

(6) 中小企業等協同組合法第百六条第二項若しくは協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第二十七条若しくは第二十八条の規定により解散を命ぜられ、又は協同組合による金融事業に関する法律第六条の二第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第一項の許可を取り消された場合

〔7)～(11) 略〕

ホ 銀行法第五十二条の五十六第一項（法第一百八条第一項、長期信用銀行法第十七条、信用金庫法第八十九条第五項、労働金庫法第九十四条第三項、協同組合による金融事業に関する法律第六条の四の二第一項、農業協同組合法第九十二条の四第一項及び農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準

〔イヽハ 同上〕

ニ 「同上」

〔1)～(5) 同上〕

(6) 中小企業等協同組合法第百六条第二項若しくは協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第二十七条若しくは第二十八条の規定により解散を命ぜられ、又は協同組合による金融事業に関する法律第六条の五第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第一項の許可を取り消された場合

〔7)～(11) 同上〕

ホ 銀行法第五十二条の五十六第一項（法第一百八条第一項、長期信用銀行法第十七条、信用金庫法第八十九条第五項、労働金庫法第九十四条第三項、協同組合による金融事業に関する法律第六条の四の二第一項、農業協同組合法第九十二条の四第一項及び農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用す

用する場合を含む。) の規定により法第百六条第一項の許可、銀行法第五十二条の三十六第一項の許可、長期信用銀行法第十一条の五第一項の許可、信用金庫法第八十五条の二第一項の許可、労働金庫法第八十九条の三第一項の許可、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第一項の許可、農業協同組合法第九十二条の二第一項の許可若しくは農林中央金庫法第九十五条の二第一項の許可を取り消された場合、銀行法第五十二条の十五第一項の規定により同法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第五十二条の十五第一項の規定により長期信用銀行法第十六条の二の二第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、貸金業法第六条第一項の規定により同法第三条第一項の登録の更新を拒否され、若しくは同法第二十四条の六の四第一項若しくは第二十四条の六の五第一項の規定により同法第三条第一項の登録を取り消された場合又は金融サービスの提供に関する法律第三十八条第一項(第三号及び第四号を除く。)の規定により同法第十二条の登録を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

へ
〔略〕

ト 次に掲げる者であつて、その処分を受けた日から五年を経過しない者

〔1〕～〔5〕 略

る場合を含む。) の規定により法第百六条第一項の許可、銀行法第五十二条の三十六第一項の許可、長期信用銀行法第十一条の五第一項の許可、信用金庫法第八十五条の二第一項の許可、労働金庫法第八十九条の三第一項の許可、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第一項の許可、農業協同組合法第九十二条の二第一項の許可若しくは農林中央金庫法第九十五条の二第一項の許可を取り消された場合、銀行法第五十二条の十五第一項の規定により同法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第五十二条の十五第一項の規定により長期信用銀行法第十六条の二の二第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、貸金業法第六条第一項の規定により同法第三条第一項の登録の更新を拒否され、若しくは同法第二十四条の六の四第一項若しくは第二十四条の六の五第一項の規定により同法第三条第一項の登録を取り消された場合又は金融サービスの提供に関する法律第三十八条第一項(第三号及び第四号を除く。)の規定により同法第十二条の登録を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

へ
〔同上〕

〔1〕～〔5〕 同上

(6) 協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第二十七条の規定により解任を命ぜられた理事、監事若しくは会計監査人又は協同組合による金融事業に関する法律第六条の四の二第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員

〔7〕〔11〕略

チ
〔五〕七 略

(組合と特定信用事業電子決済等代行業者との間の契約に定めなければならない事項)

第五十条の三十一の二十 法第百十一条第二項第三号の主務省令で定める事項は、特定信用事業電子決済等代行業者（同条第一項に規定する特定信用事業電子決済等代行業者をいい、法第百十六条第六項の規定により当該特定信用事業電子決済等代行業者とみなされる電子決済等代行業者（銀行法第二条第二十二項に規定する電子決済等代行業者をいい、金融サービスの提供に関する法律第十八条第二項の規定により当該電子決済等代行業者とみなされる金融サービス仲介業者を含む。第五十条の三十一の二十六及び第五十五条の三十一の四十五第一号において同じ。）を含む。以下同じ。）が特定信用事業電子決済等代行業再委託者の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。以下この項、第五十条の三十一の三

(6) 協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第二十七条の規定により解任を命ぜられた理事、監事若しくは会計監査人又は協同組合による金融事業に関する法律第六条の五第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員

〔7〕〔11〕同上

チ
〔五〕七 同上

(組合と特定信用事業電子決済等代行業者との間の契約に定めなければならない事項)

第五十条の三十一の二十 法第百十一条第二項第三号の主務省令で定める事項は、特定信用事業電子決済等代行業者（同条第一項に規定する特定信用事業電子決済等代行業者をいい、法第百十六条第六項の規定により当該特定信用事業電子決済等代行業者とみなされる電子決済等代行業者（銀行法第二条第二十二項に規定する電子決済等代行業者をいい、金融サービスの提供に関する法律第十八条第二項の規定により当該電子決済等代行業者とみなされる金融サービス仲介業者を含む。第五十条の三十一の二十六及び第五十五条の三十一の四十五第一号において同じ。）を含む。以下同じ。）が特定信用事業電子決済等代行業再委託者の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。以下この項、第五十条の三十一の三

十五第二項、第五十条の三十一の三十六及び第五十条の三十一の三十七において同じ。)を受けて法第百十条第二項各号に掲げる行為(第五十条の三十一の十八に規定する行為を除く。)を行う場合において、当該特定信用事業電子決済等代行業再委託者の業務(当該特定信用事業電子決済等代行業者に委託した業務に関するものに限る。)に関して当該特定信用事業電子決済等代行業再委託者が取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のため当該特定信用事業電子決済等代行業者が行う措置並びに当該特定信用事業電子決済等代行業者が当該措置を行わないとときに法第百十一条第一項に規定する組合が行うことができる措置に関する事項とする。

2 [略]

(特定信用事業電子決済等代行業者の届出等)

第五十条の三十一の四十七 法第百十七条第一項において準用する銀行法第五十三条第六項の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。ただし、第四号に掲げる場合にあっては、銀行等でない特定信用事業電子決済等代行業者が法第百十条第二項第一号に掲げる行為(第五十条の三十一の十八に規定する行為を除く。)を行つてゐるとき有限る。

〔一～四 略〕

2 特定信用事業電子決済等代行業者は、法第百十七条第一項において準用する銀行法第五十三条第六項の規定による届出をしよう

五第二項、第五十条の三十一の三十六及び第五十条の三十一の三十七において同じ。)を受けて法第百十条第二項各号に掲げる行為(第五十条の三十一の十八に規定する行為を除く。)を行う場合において、当該特定信用事業電子決済等代行業再委託者の業務(当該特定信用事業電子決済等代行業者に委託した業務に関するものに限る。)に関して当該特定信用事業電子決済等代行業再委託者が取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のため当該特定信用事業電子決済等代行業者が行う措置並びに当該特定信用事業電子決済等代行業者が当該措置を行わないとときに法第百十一条第一項に規定する組合が行うことができる措置に関する事項とする。

2 [同上]

(特定信用事業電子決済等代行業者の届出等)

第五十条の三十一の四十七 法第百十七条第一項において準用する銀行法第五十三条第五項の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。ただし、第四号に掲げる場合にあっては、銀行等でない特定信用事業電子決済等代行業者が法第百十条第二項第一号に掲げる行為(第五十条の三十一の十八に規定する行為を除く。)を行つてゐるとき有限る。

〔一～四 同上〕

2 特定信用事業電子決済等代行業者は、法第百十七条第一項において準用する銀行法第五十三条第五項の規定による届出をしよう

とするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書面を添付して農林水産大臣及び金融庁長官等に提出しなければならない。

3 法第百十七条第一項において準用する銀行法第五十三条第六項の規定による届出（特定信用事業電子決済等代行業を開始した場合及び第一項第三号に規定する契約を締結した場合の届出を除く。）は、半期ごとに一括して行うことができる。

備考 表中の「」の記載は注記である。

とするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書面を添付して農林水産大臣及び金融庁長官等に提出しなければならない。

3 法第百十七条第一項において準用する銀行法第五十三条第五項の規定による届出（特定信用事業電子決済等代行業を開始した場合及び第一項第三号に規定する契約を締結した場合の届出を除く。）は、半期ごとに一括して行うことができる。